

創業希望者

起業・創業支援事業 フローチャート

事前相談 (※商工会への相談は必須、指導期間3カ月以上)

志賀町創業支援ネットワーク

(志賀町認定連携創業支援事業者)
志賀町商工会、富来商工会
㈱北國銀行、のと共栄信用金庫
興能信用金庫、日本政策金融公庫

起業・創業の検討、費用、資金調達など相談

①事業計画書の作成

②創業準備など

(許認可、届出、資金調達、従業員等)

<注意事項>

要件を満たす場合でも、事業の内容や業種、規模、採算性、公益性など審査を行うため、必ず支援をうけられるものではないので必ず事前相談をして下さい。

融資申込み

融資決定

①町内の金融機関または日本政策金融公庫

②貸付期間が3年間を超える長期

※融資を受けられなかった場合は、補助金を受けられなくなります。

認定申請書の提出

補助対象者の認定

町でも事業の採算性、公益性などを審査し、補助金の対象となるか判断し、認定します。

店舗等完成・開業

事業実績報告書の提出

実績報告には、請求書及び領収書や許可書、契約書などの写し、事業所の写真などを添付していただきます。

補助金確定

実績報告の内容を確認し、補助金の額を確定、通知します。

※現地調査も実施します。

請求・補助金交付

以後3年間 毎年度
事業報告書の提出

認定連携創業支援事業者及び町の支援
創業後も引続きサポートを実施